

国自安第 52 号の 2
国自旅第 122 号の 2
国自整第 79 号の 2
令和 5 年 8 月 1 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省 自動車局 安全政策課長
旅客課長
整備課長
(公 印 省 略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。



別添

国自安第 52 号
国自旅第 122 号
国自整第 79 号
令和 5 年 8 月 1 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

自動車局 安全政策課長
旅客課長
整備課長
(公 印 省 略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「旅客自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。